

NGO ソーシャルチェンジ支援事業

2024 年度 募集要項

応募受付期間

2023 年 9 月 1 日 (金) ~ 9 月 29 日 (金) 18 時必着

アーユス仏教国際協力ネットワーク (以下、アーユス) は、超宗派の仏教僧侶によって 1993 年に設立された国際協力 NGO です。すべての命は生かし生かされあっているという縁起の法のもとに、不当な支配や抑圧、差別、紛争、人権侵害などに苦しむ世界の人々の現実を、私たちとのつながりの中で捉え、問題解決への道を探っています。仏教者・NGO・市民をつなぎ、それぞれに問題解決に向けたアクションがうまれるよう、これまでの経験やネットワークを活かして、それぞれが持っている資源 (情報・物・資金など) がめぐるように様々なプログラムを実施しています。

アーユスは、団体設立以来、日本の国際協力 NGO (以下、NGO) が自立した経済基盤を築き、組織として円滑に活動できる運営管理や事業遂行の知識、技術、ノウハウを身に付け、持続可能な組織運営を行えるように、「NGO 組織強化支援」を実施してきました。近年は、「政策提言 (アドボカシー) 及びそのための調査研究を行う NGO」を対象に支援を行ってきましたが、NGO の組織形態が大きく変わる中で、組織強化に捉われない観点からの新たな支援が求められるようになっていきました。また、アーユスは、様々な NGO との交流や学びを通して、例えば社会的に弱い立場に置かれた人たちが取り残されないように社会構造の是正に取り組み、様々な矛盾を抱える制度や仕組みを変える「システムチェンジ (社会変容)」を後押しする必要性が高まっていると認識しています。さらに、NGO が国内外での活動で得た知見や経験を活かして、国際社会ならびに日本社会が抱える様々な問題の解決に向けて、今まで以上に積極的な役割を果たすことが期待されるようになっていきました。

こうした状況の変化を踏まえた上で検討を進めた結果、「NGO 組織強化支援」で対象としていた政策提言 (アドボカシー) を含める形で、新たに「NGO ソーシャルチェンジ支援」事業を立ち上げることになりました。

ここでいう「ソーシャルチェンジ (社会変革)」とは、現在の社会が抱える矛盾や歪みを是正するだけにとどまらず、様々な社会課題の根本的な解決をめざして、市民の力で社会の構造や仕組みを、より社会的な弱者の視点に立った持続性のあるものへと変えていくこと (システムチェンジ) を通じて、誰もが安心して暮らせる真の持続可能な社会の実現をめざしていく活動に他なりません。

この支援事業を通じて、「ソーシャルチェンジ (社会変革)」につながるアドボカシー等を行う NGO の活動が活性化され、より多くの市民が持続可能な社会をめざす活動に参加することが期待されます。合わせて、この事業を推し進めることで、アーユスが掲げる「光が当たらないところに光を当てる」の理念や方向性、アーユスがめざしている「いのちを大切にする社会」の実現に向かって、思いを共有できる NGO との関係が深まり、共にパートナーとして社会を変えていく活動を促進していきたいと考えています。

2023 年 8 月

特定非営利活動法人アーユス仏教国際協力ネットワーク

1. 支援について

1) 支援の対象となる事業

社会の構造的な問題の是正や解決をめざす「ソーシャルチェンジ（社会変革）」につながる事業を支援することを基本に、下記の6つの視点のいずれかに基づく事業／活動を支援対象とします。

但し、アーユスがこれまで行ってきた「NGO組織強化支援」の継続性に鑑み、自立した経済基盤の構築を目指し、組織として円滑に活動できる運営管理や事業遂行の知識、技術、ノウハウを身に付け、持続可能な組織運営を行っていると思われる団体を優先的に採択します。

- (1) 社会的に弱い立場の人たちが自らの力で社会構造の是正に取り組み、様々な矛盾を抱える社会制度や仕組みを変えるためのシステムチェンジ（社会変容）に係る事業
- (2) 国内外での活動で得た知見や経験を活かして、既存の社会制度や仕組みを変えるための政策提言やそのための調査研究
- (3) システムチェンジを促すための意識啓発及び社会教育活動
- (4) システムチェンジを促すための地域・分野・セクター等を超えた連携や協働を生み出す活動
- (5) 誰もが社会に参画する機会が保障され、社会から排除されないことをめざす社会的包摂に基づく活動
- (6) その他、ソーシャルチェンジにつながると判断される活動

2) 支援の対象となる団体

日本に本部を置く国際協力NGO（市民団体）で、上記の支援対象となる事業を実施する団体（常設の事務所機能を有するネットワークやキャンペーン等の組織体も含まれる）。

過去3年間の平均年間収入が概ね5,000万円未満の団体で、法人格の有無は問いません。

また、2年以上の活動実績を有すること、NPO法人に準じた民主的な運営と情報公開を行っている非営利団体であること、を条件とします。

併せて、下記の条件に適合した団体であることが望ましいと考えます。

- ・専従職員が1名以上存在し、事務所機能を有すること
- ・自己財源の確保や多様な外部資金の獲得を図るなど、積極的に組織・財政基盤の強化に取り組んでいる、もしくは取り組もうと考えている団体
- ・一定の分野や地域に対する政策提言やそのための調査研究を重視し、社会的な弱者の視点に立った活動を展開している団体
- ・上記の活動について、当事者の声や客観的なデータに基づく情報が広く発信され、より多くの市民が問題を共有し、市民の自発的な参加を促すような活動を行っている団体
- ・現在の持続不可能な開発のあり方や貧困・格差等の問題を構造的に捉え、人々の民主的な参加と自立を基盤に、人権と平和を尊重し、武力・暴力によらない問題解決の可能性を追求している団体
- ・アーユスの活動理念、ならびに本事業の趣旨・目的を理解し、アーユスと連携して活動する意志を持っている団体

※なお、下記に該当する活動や団体は対象となりません。

- a. 特定の宗教のための活動や団体
- b. 特定の政治団体の理念に立脚した活動や団体
- c. 営利事業を主たる活動としている団体
- d. 会議やイベントの開催、出版事業のみを目的としている活動

3) 支援期間ならびに支援更新について

- ・ 2024年4月より2025年3月までの1年間
- ・ 同一NGOに対して、最長2年間（1度の年度更新）を限度に継続支援を行います。更新時に書

面や面談などを通じた審査を行います。なお、組織運営や事業遂行等に重大な支障があると判断された場合には継続支援が認められないことがあります。

4) 支援金額／募集件数／支給方法／使途

年間支援額は 100 万円を限度とします。2024 年度の新規募集は 1 団体です。原則として、年間支援額の 2 分の 1 の額を 4 月と 10 月に対象団体の指定口座に送金します。なお、支援金は当該 NGO のソーシャルチェンジに係る事業に活用されることが条件となります（人件費、謝金、調査費、旅費・交通費、事務管理費などに充てていただくことができます）。

2. 選考について

1) 選考方法

- ・一次選考は、事業担当者等による書類選考を行います。
- ・二次選考に先だて、必要に応じて当該 NGO を訪問するか、あるいは Web 会議システムを活用して、当該 NGO の代表者もしくは事務局責任者及び申請事業の担当者への面談を行います。
- ・例年 11 月に行われる アユス理事で構成される選考委員会（理事会）にて、二次選考に残った団体から Web 会議システムを活用した短時間のプレゼンテーション及び質疑応答の面談を実施した上で、その内容や提出書類、面談等の結果を踏まえて二次選考を行い、支援対象団体を決定します。
- ・二次選考後も、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

2) 選考基準（選考のポイント）

- (1) ソーシャルチェンジ（社会変革）をめざす事業を行うにあたっての視点や方向性
 - ・社会変革をめざす上での問題意識や方向性について、当会として共感できるものか
 - ・事業を進める中で、社会の構造や仕組みをどのように変えていこうとしているのか
 - ・貧困や格差等が生じる構造的な背景や視点、平和や人権の観点から問題解決に取り組み、国内外に向けての情報発信や問題提起を通じたアドボカシーの強化をめざしているか
 - ・市民の力で、社会の構造や仕組みを、より社会的な弱者の視点に立った持続性のあるものへと変えていくこと（システムチェンジ）をめざした活動であるか
- (2) 組織・運営の方向性
 - ・活動について多くの市民の理解が得られ、積極的な参加を求める「開かれた組織」であるか
 - ・団体としての社会的責任を認識し、事業と組織の両面の充実をめざした運営・管理機能の強化に取り組んでいるか
- (3) 財務・経理の健全性
 - ・一部の限られた財源に頼らず、主体性のある活動を維持するための自己財源の確保に努力しているか
 - ・会員や支持者に対する会計処理や報告が適切に行われているか
- (4) 支援金の有用性
 - ・全体会計の中で、本支援金が単なる追加資金として埋没してしまわないか
 - ・本支援金を活かした組織及び事業の発展の可能性はあるか
- (5) 資金獲得の困窮度
 - ・事業の重要性や実施者の努力にも関わらず、社会における問題認識の未成熟や、活動の性格上、資金調達が困難であると判断されるか
- (6) マイナスのインパクト
 - ・当該 NGO を資金面で支援することで、組織の自立性を損なう恐れはないか
- (7) アユスとの協調・連携の可能性
 - ・アユスは、単なる資金協力団体ではなく、連携するパートナーとして協働することを期待するが、その趣旨が理解され、協力しあえる可能性があるか

- ・他団体や他分野との相互理解を尊重する、協調と対話の姿勢をもっているか

3) 選考結果の通知

2023 年 11 月下旬に申請団体宛に通知文書を送付します (選考結果に関わる理由等の問い合わせには応じられません)。

3. 応募について

1) 受付期間

2023 年 9 月 1 日 (金) から 9 月 29 日 (金) 18 時必着

2) 応募方法

- ・ 次項の応募／提出書類をアークス事務局宛に電子メールに添付する形でご提出ください。
- ・ なお、冊子類など電子メールでの送信が困難な場合や、提出書類のデータが重い場合は郵送でお送りください。提出された書類等は、原則として返却しません。
- ・ 応募があった場合は当会から応募受理の返信メールを送ります。返信メールがない場合は受理されていない可能性がありますので、必ずご確認ください。

3) 応募／提出書類

◇一次選考

- (1) 支援申請書 (所定用紙、フォーマットが同じであれば可)
- (2) 前年度の活動報告書、会計報告書 (またはこれらに替わるもの)、会報、活動紹介パンフレット
- (3) 現年度の活動計画書と予算書

◇二次選考

一次選考を通過した団体は、追加資料として、今後 2 年間のソーシャルチェンジに係る詳細な事業計画、会則、役員名簿などの書類をご提出いただきます。

4. 支援開始後の条件及び留意点

- (1) 支援開始に際しては、支援内容・期間・支援額、事業計画の遂行、報告、継続審査等に関する文言を明記した覚書を取り交わします。
- (2) 支援金の支給方法は、原則として、年間支援額の 2 分の 1 の額を 4 月と 10 月に対象団体の指定口座に送金します。
- (3) 活動の進捗や成果について、2 ヶ月に一度当会のウェブサイトに掲載する簡単なレポートを提出いただきます。
- (4) 年度更新の審査にあたっては、所定の「継続支援申請書」を提出いただきます。そこには、2 ヶ年計画の達成状況、ソーシャルチェンジに係る事業の進捗状況等を明記いただきます。
- (5) 「継続支援申請書」をもとに、支援対象団体の事務所を訪問、もしくは Web 会議システムを活用した面談を実施します。
- (6) 「継続支援申請書」の内容及び面談の結果を判断材料として、本事業の選考委員会 (理事会) で年度更新の審査を行います。審査の結果、支援の継続が見送られる場合があります。
- (7) 当会が必要と判断した場合、追加の報告書の提出を求める、あるいは当会が指名する者の会計監査を受け入れていただく場合があります。
- (8) 本事業に関連して、当会の広報や開発教育教材等の活用について協力を求める場合があります。

お問い合わせ及び送付先

特定非営利活動法人 アーユス仏教国際協力ネットワーク 「NGO ソーシャルチェンジ支援事業」 係
〒135-0024 東京都江東区清澄 3-6-8
TEL 03-3820-5831 FAX 03-3820-5832 E-mail tokyo@ngo-ayus.jp